

こんにちは 皆さん お元気で活躍のことと思います。中村です。7月と言えば七夕ですね。湘南平塚七夕祭り、仙台七夕祭り、どちらも豪華な竹飾りがたてられ多くの観光客でにぎわいます。七夕まつりは本来、旧暦7月7日の行事であり、7月7日に行われ、8日の朝に飾り物をつけたまま川に流されていました。仙台七夕祭りは、不景気を吹き飛ばそうと昭和2年、商家の有志達が仙台商人の心意気とばかりに、華やかな七夕飾りを復活させました。翌昭和3年に仙台七夕を盛んにしようと仙台商工会議所と仙台協賛会との共同開催で「飾りつけコンクール」が催されました。仙台七夕が完全に復活した、記念すべき年とされています。しかし、戦況が激しくなった昭和18、19年には、ほとんど飾られることはありませんでした。終戦の翌昭和21年、一番町通りの焼けた跡に52本の竹飾りが立てられました。ちなみに、今では仙台の七夕飾りの大きな目玉の1つともなっている「くす玉」を考案した方は、昭和21年ころ、まだ復興もおぼつかないある日のこと、庭に咲く美しいダリアの花に目をとめました。この花を七夕飾りに利用できないか…と。さっそく、きれいな京花紙をかごに付けて二つ合わせ、丸くして飾ってみました。これが仙台のくす玉の始まりです。以来、その華やかさにひかれて、いつしか吹き流しとともに七夕の主流となったそうです。



改正・動物愛護管理法が平成18年6月1日から施行されました。

法改正前は、「届出制」でしたが、より一層の適正化を図るために「登録制」と強化されました。

業として動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示を行う場合は動物取扱業の登録を受けなければなりません。インターネット等を利用した代理販売業者やペットのシッターなどのように、動物又はその飼育施設を持っていない場合であっても規制の対象になります。※対象となる動物は、実験動物・畜産動物等を除く哺乳類・鳥類・爬虫類です。

■【既に届出を受けている場合】

平成19年5月31日までに法改正に基づく「登録」へ切り替えを行う必要があります。なお、この期間中に取扱う動物、事業所の所在地、飼育施設、飼養又は保管の方法などの変更を行う場合は事前に各自治体に相談・調整が必要になります。

■【新たに動物取扱業を行おうとする場合】

法改正に基づく「登録」を受けなければ、動物取扱業を営むことができません。

➤ 新しい基準・規制（主なもの）

- 飼育施設等の適切な広さや空間の確保
- 動物逸走防止
- 動物の状態の事前確認
- 適切な飼養・保管
- 動物取扱責任者の配置
- 飼育施設等の1日1回以上の清掃の実施
- 幼稚動物の販売等の制限
- 購入者に対する事前説明
- 標識や名札（識別章）の掲示
- 自治体が行う年1回以上の研修会受講義務



対象となる動物取扱業

- ▶ペット販売
- ▶動物園
- ▶ペットのシッター
- ▶ブリーダー
- ▶動物の貸出し
- ▶ペットホテル 等

登録手続は？

- ▶都道府県又は政令市に登録申請が必要
- ▶適用除外措置はなく、必ず登録が必要
- ▶登録は、5年毎の更新が必要
- ▶無登録営業は30万円以下の罰金が課せられる

動物取扱責任者

- ▶事業所ごとに専属の動物取扱責任者を常勤職員の中から1名以上配置しなければなりません。
- ▶動物取扱責任者は、自治体が開催する研修会を年1回以上受講しなければなりません。

※自治体によっては条例等で独自の規制・措置を実施している場合があります。（藤田）

クールビズをカッコよく着こなすポイント！

温暖化対策のため、浸透しつつあるビジネスマンのクールビズスタイルですが、「だらしく見えるから…」となんとなく敬遠されている方もいらっしゃるのではないでしょうか？そこで、だらしく見えず、クールに決まるポイントをご紹介します。

1. ノーネクタイでも決まる形の襟元に
ボタンダウンのシャツや、台襟が高く大きめの襟のシャツを選ぶと、ノーネクタイでもバランスよく見え、だらしない印象を与えません。
2. ジャケットのポケットにはハンカチーフを
ネクタイをしない分、ジャケットを着るときは胸ポケットにハンカチーフを入れてみましょう。キザに思われがちかも知れませんが、水色やグレーなどの寒色系を選べば全体的に引き締め、きちんとした印象を与えます。
3. ベルト、バッグ、靴などの小物は色味を揃える
ネクタイをしないとベルトがより目立つので、軽めの色合いのものを選びましょう。バッグは皮製のものより、ナイロン素材の方がより涼しげに見えるでしょう。
4. インナーウェアが見えるのは厳禁！
当たり前のことですが、襟元や袖口からインナーウェアが覗くのは厳禁です。クールビズ用の、襟ぐりが深めな下着を選びましょう。

いかがでしょうか。皆さんもこれらのポイントを押さえて、クールで快適にこの夏を乗り切りましょう！（吉村）

シリーズ 建設業Q&A

Q 申請時に営業所写真を添付する場合がありますが、どのようにならなければなりませんか？またどのようにならなければなりませんか？

A 新たに許可を取得する場合（大臣許可から知事許可への許可換新も含む）、営業所所在地の移転・新設があった場合などに添付する必要があります。写真の大きさは通常のサイバ版で、営業所の外観（看板・表札含めて）、営業所入口・内部（電話FAXなど事務スペースの確認できるもの）。接客のできる応対場所が確認できるもの。カーテン等開けた状態を撮影します。ビル等の集合建物の場合には1階から屋上まで撮影されたもので、テナント表示の撮影、テナント表示がない場合には集合郵便受けの撮影、テナント表示がない場合は、いずれの場合も商号がハッキリと写ったものが必要です。画素数の大きいデジタルカメラ（200万画素以上推奨）の撮影も可能な場合があります。申請受付後に営業所手続の要がスムーズにすすむよう撮影しましょう。（佐久間）